

(参考資料)

夕張市防災会議条例

昭和38年3月25日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、夕張市防災会議（以下「防災会議」という）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 夕張市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画を調査審議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、予めその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、市長が任命する者
 - (2) 北海道の知事の部内の職員のうちから、市長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから、市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、市長が任命する者
 - (8) その他市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることが出来る。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことが出来る。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が

防災会議にはかかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 13 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 17 日条例第 33 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 15 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 27 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 28 日条例第 79 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

夕張市防災会議運営要綱

（目 的）

第 1 条 夕張市防災会議（以下「防災会議」という）の運営については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び夕張市防災会議条例（昭和 38 年条例第 13 号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（会長の職務代理）

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という）である夕張市副市長が、その職務を代理する。

（防災会議の招集及び代理出席）

第 3 条 防災会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 会長は前項の招集要求に対し緊急を要すると認めるときは、防災会議を招集する。

4 委員が事故のため出席出来ないときは、当該委員の指名した者をもって代理出席することができる。

（会議の定足数）

第 4 条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことが出来ない。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。

（表 決）

第 5 条 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

（幹 事）

第 6 条 防災会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（会長への委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

夕張市災害対策本部条例

昭和38年3月25日

条例第14号

改正 昭和40年6月17日条例第23号 昭和57年10月1日条例第30号

昭和62年 3月13日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、夕張市災害対策本部（以下「災害対策本部」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総轄し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部に班を置くことが出来る。

2 班に属すべき災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長が定める。

3 班に班長を置き、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年6月17日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月24日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

夕張市災害対策本部運営要綱

(趣 旨)

第1条 夕張市災害対策本部の運営等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び夕張市災害対策本部条例（昭和38年条例第13号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、理事をもって充てる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という）は教育長、消防長、各課長及び別に指名する者をもって充てる。

(対 策 班)

第4条 災害対策本部に次の班を置く。ただし、災害の状況により一部の班を設置しないことが出来る。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 総括班 | (6) 建設班 |
| (2) 広報企画班 | (7) 上下水道班 |
| (3) 財務調査班 | (8) 医療班 |
| (4) 避難救護班 | (9) 教育対策班 |
| (5) 環境衛生班 | (10) 防災活動班 |

2 班長は、各課長及び別に指名する者をもって充てる。

3 班に属すべき職員は、別に定めるところによる。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、災害対策に関し、災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議し、その推進にあたる。

(本部の庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

第1 趣 旨

この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の危険度の判定を行う北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の判定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

- 1 この要綱において「応急危険度判定士」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し、引き続き安全に使用出来るかを判定することをいう。
- 2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

第3 応急危険度判定士の任務

- 1 応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。
- 2 応急危険度判定士は、判定作業中、常時認定証を携帯するものとする。

第4 認定等

- 1 応急危険度判定士は、道内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、第5の講習を終了した者の中から知事が認定するものとする。
 - (1) 別表に定める事項に該当する者
 - (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者
- 2 第1項の規定により認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請しなければならない。

第4の2 他都府県の認定者等

他の都府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第5の講習会を終了した者とみなして第4の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付し、知事に申請するものとする。

第5 認定講習

- 1 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、知事が行う北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。
- 2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。
 - (1) 総論
 - (2) 応急危険度判定制度
 - (3) 応急危険度判定技術
 - ア 共通の事項
 - イ 建築構造ごとの判定技術

第6 認定証の交付

- 1 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士台帳（以下「台帳」という。）に登録し、応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 2 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことが出来る。この場合において知事は、申請者に認定しない旨を通知しなければならない。
- 3 知事は応急危険度判定の実施及び支援が円滑にできるよう、市町村又は北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会若しくは北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会の会員建築関係団体に対し台帳登録者の情報について提供することができる。

第7 認定証の更新

- 1 認定証の有効期間は5年間とする。
- 2 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間満了の30日前までに応急危険度判定士認定更新申請書により、知事に申請しなければならない。この場合において、第5による講習を有効期間満了年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に更新した旨を記載し、認定証を交付するものとする。
- 4 第2項の更新を受けなかった者で希望する者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に再認定を申請することができる。この場合において、第5による講習を、申請する年度の前年度から申請する日

までに受けなければならない。

- 5 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に再認定した旨を記載し、認定書を交付するものとする。

第8 認定事項等の変更

- 1 応急危険度判定士は、第6第1項の規定により交付した認定証の事項に変更が生じた場合は、その変更を生じた日から30日以内に認定証を添え、その旨を知事に届出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正し、かつ、認定証を書き換えて、申請者に交付するものとする。ただし、氏名以外の事項の変更については、認定証の裏面に変更事項を記載して申請者に交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、第1項に掲げる事項以外で次の各号に該当する事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届出なければならない。

(1) 住 所

(2) 勤 務 先

(3) 緊急連絡先

- 4 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正するものとする。

第9 認定証の再交付

- 1 応急危険度判定士は、認定証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく応急危険度判定士認定証再交付申請書にその事由を記載し、知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳にその旨を記載し、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、前項の規定により認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

第10 認定の辞退

- 1 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えてその旨を知事に届出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消し、認定の取消を通知するものとする。

第11 認定の取消

- 1 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合においては、認定の取消を行うことができる。
- (1) 建築士法第9条に基づく免許の取消を受けた者
- (2) 前号に規定するもののほか、知事が認めた者
- 2 知事は、前項の規定により認定の取消を行った場合は、台帳から抹消し、応急危険度判定士から認定証を返納させるものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は別に定める。

別表

区分		実務経験年数
(1)	建築士法(昭和25年法律第202号) 第2条1項の建築士	問わない
(2)	建築基準法(昭和25年法律第201号) 第77条の58の登録を受けた者	問わない
(3)	実務経験者 i 官公庁の建築技術職員若しくは職にあった者で、建築行政等の実務経験者 ii 地方独立行政法人の建築に係る研究職員若しくは職にあった者で、震災建築物調査等の実務経験者	5年以上

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することが出来ないが、死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後、入院、通院、自宅療養等が1ヵ月以上におよぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合は、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は、社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全て住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿、その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用出来る程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>	

被害区分		判 断 基 準
住 家 被 害	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水または土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することが出来ない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
非住家被害	非住家	<p>非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従ってその他の項目で取扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
農 業 被 害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流出とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは、粒径 1mm以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm以下の土砂にあつては 5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって、相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。	

被害区分		判 断 基 準
土 木 被 害	河 川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする河岸等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする経費を計上すること。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害を言う。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。	
水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用出来る状態であれば破損として取扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他の施設	上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。

被害区分		判 断 基 準
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う）	
社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。	
社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。	
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害を言う。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路、公園、下水道等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの